

令和 7 年 第 1 回 芸北広域環境施設組合議会定例会会議録																	
招 集 年 月 日		令和 7 年 3 月 26 日															
招 集 の 場 所		広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場本庁舎 4 階 委員会室															
議 長		石 飛 慶 久															
開閉会日時及び宣告		開 会		令和 7 年 3 月 26 日 午前 10 時													
		閉 会		令和 7 年 3 月 26 日 午前 11 時 4 分													
<table><tr><td>○</td><td>出席を示す</td></tr><tr><td>△</td><td>欠席を示す</td></tr><tr><td>×</td><td>不応招を示す</td></tr><tr><td>□</td><td>公務欠席を示す</td></tr></table>		○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名		出欠	議席	氏 名		出欠
		○	出席を示す														
		△	欠席を示す														
		×	不応招を示す														
		□	公務欠席を示す														
1	佐々木 智 之		○	5	宮 本 裕 之		○										
2	浅 枝 久美子		○	6	坂 本 伸 次		○										
3	山 根 温 子		○	7	湊 俊 文		○										
4	金 行 哲 昭		○	8	石 飛 慶 久		○										
会 議 録 署 名 議 員		3 番 山 根 温 子		4 番 金 行 哲 昭													
地方自治法第 121 条 の規定による説明のため出席した者の職氏名		管 理 者		箕 野 博 司		局 長		児 玉 一 朗									
		副管理者		藤 本 悦 志		所 長		村 田 浩 章									
議 事 日 程		日程第 1 議席の指定について															
		日程第 2 会議録署名議員の指名について															
		日程第 3 会期の決定について															
		日程第 4 諸般の報告															
		日程第 5 副議長の選挙について															
		日程第 6 議会運営委員の選任について															
		日程第 7 議案第 1 号 監査委員の選任の同意について															
		日程第 8 議案第 2 号		令和 7 年度芸北広域環境施設組合一般会計 予算に対する関係市町の負担割合について													
		日程第 9 議案第 3 号		令和 7 年度芸北広域環境施設組合一般会計 予算													
		日程第 10 閉会中の継続審査の申し出について															
会 議 に 付 し た 事 件		議事日程に同じ															
会 議 の 経 過		次のとおり															

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	定刻になりました。ただ今の出席議員は 8 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。
日程第 1	議 長	日程第 1、「議席の指定」を行います。 議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定によって、ただ今御着席の議席を指定いたします。
日程第 2	議 長	日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を行います。 会議記録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において 3 番、山根温子君及び 4 番、金行哲昭君を指名いたします。
日程第 3	議 長	日程第 3、「会期の決定について」を議題といたします。 本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、金行哲昭君の報告を求めます。 自席にて御報告をお願いいたします。 はい。 それでは、私の方から、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。 本日招集されました令和 7 年第 1 回定例会の運営につきまして、3 月 18 日に議会運営委員会を議長出席のもとで開催いたしました。 本定例会に付議されます案件は、議案 3 件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議をしました結果、会期につきましては、本日 1 日限りということに決定させていただきました。 議案内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。 なお、閉会中の継続審査につきましては、議長に申し出をいたしております。 以上で、報告を終わります。
	議 長	お諮りします。 ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 4	議 長	〔 「異議なし」という者あり 〕 異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。
	議 長	日程第 4、「諸般の報告」をいたします。 議長報告をいたします。前回の本組合議会以降、本組合議会議員に異動がありました。 新たに選任された 5 番、宮本裕之君、6 番、坂本伸次君、7 番、湊俊文君です。どうぞ、よろしくお願いいたします。 尚、辞職されました議員は、美濃孝二君であります。 ここで、暫時休憩といたします。 〔 暫時休憩中 〕
	議 長	休憩を終わり再開いたします。 本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、局長及び所長です。 以上で、諸般の報告を終わります。
日程第 5	議 長	日程第 5、「副議長の選挙」を行います。 組合議会議員の交代により、ただ今、副議長が空席となっておりますので、選挙を行うものでございます。 お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。
	議 長	〔 「異議なし」という者あり 〕 御異議なしと認めます。 したがって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。 ここで暫時休憩といたします。 〔 暫時休憩中 〕
	議 長	休憩を閉じて、再開いたします。 お諮りいたします。 議長において、指名推選することにいたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」という者あり 〕
	議 長	御異議なしと認めます。 したがって、議長において指名推選によることに決定いたしました。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	議 長	た。 先ほどの副議長については、湊俊文君を指名いたします。 お諮りいたします。 ただ今、議長において指名いたしました湊俊文君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」という者あり 〕
	議 長	御異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名いたしました湊俊文君が副議長に当選されました。 会議規則第 33 条第 2 項による当選の告知をいたします。 湊俊文君、副議長当選の御承諾及び御挨拶を自席にて、お願いいたします。
	副 議 長	はい。ありがとうございます。 副議長に選任をさせていただきました、湊でございます。議長を補佐し、副議長の職務を全うさせていただきますので、皆さん、よろしく申し上げます。
	議 長	日程第 6、「議会運営委員の選任」を行います。 お諮りいたします。 組合議会議員の交代に伴い、ただ今議会運営委員が 2 名欠員となっております。 ここで暫時休憩といたします。 〔 暫時休憩中 〕
	議 長	休憩を閉じて、再開いたします。 議会運営委員の選任については、委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、議長において議会運営委員に 5 番、宮本裕之君、6 番、坂本伸次君を指名いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」という者あり 〕
	議 長	御異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名いたしました宮本裕之君及び坂本伸次君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。 ここで暫時休憩といたします。 〔 暫時休憩中 〕
	議 長	休憩を閉じて、再開いたします。 議会運営委員会の副委員長が決まりましたので、御報告いたし

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 7	議 長	ます。
	副委員長宮本裕之君であります。この際、議会運営委員会副委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。5 番、宮本裕之君。	
	議会運営副委員長	議長。
	議 長	はい。宮本裕之君。
	議会運営副委員長	ただ今、議会運営委員会副委員長に選任いただきました宮本裕之です。委員長を補佐し、スムーズな議会運営に協力していきたいと思しますので、御協力のほどよろしくお願いします。
	議 長	日程第 7、議案第 1 号「監査委員の選任の同意について」を議題といたします。
		本件は、地方自治法第 117 条の規定により除席に該当しますので、坂本伸次君の退場を求めます。
	6 番議員	はい。
		〔坂本議員が議場から退場する〕
	議 長	この際、議案の朗読を省略いたします。
		提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。提案理由の説明ということでございますが、その前に一言御挨拶させていただきます。
		令和 7 年第 1 回の組合議会の開催にあたり、皆様方には年度末という公私とも大変お忙しい時期に御出席をいただき、誠にありがとうございます。
		ただ今、御紹介がございましたが、北広島町議会から選任されました組合議員におかれましては、改めて御当選のお祝いを申し上げますとともに、安芸高田市の議員の方々とも御協力をいただきながら、御指導、御尽力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
		本日の定例会では、新年度の予算審議を中心に、3 件の議案を提出させていただいております。副管理者の藤本市長とともに、ごみの減量化、経費の節減を進めながら、今後の目指すべき方向性について検討を重ねております。引き続き、議員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。
		はい。それでは、議案第 1 号の提案理由を説明させていただきます。お配りしております、提出議案書の 2 ページを、お開きく

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	管 理 者	ださい。議案第 1 号、「監査委員の選任の同意」についてでございます。本案は、北広島町議会議員の改選によりまして、組合議員選任の、組合議会選任の監査委員が欠員となっておりますので、監査委員として坂本伸次氏が最適者と考えますので、選任の同意をお願いするものでございます。
	議 長	御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。 これで提案理由の説明を終わります。 この際、暫時休憩いたします。
	議 長	〔 暫時休憩中 〕 休憩を終わり、再開いたします。 お諮りいたします。 本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。
	議 長	〔 「異議なし」という者あり 〕 御異議なしと認めます。 よって、質疑、討論を省略することに決定しました。 これより議案第 1 号、「監査委員の選任の同意について」を起立により採決いたします。
	議 長	本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願ひます。 〔 賛成者が起立する 〕 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、坂本伸次君の入場を許します。
	議 長	〔 坂本議員が議場に入場する 〕 監査委員に坂本伸次君が選任されました。 この際、坂本監査委員から御挨拶をお願いいたします。
	坂本監査委員	はい、失礼します。ただ今、監査員の選任同意をいただきました坂本伸次でございます。私は、これまで事務方としての経験、7 年半ございました。そういう経験を踏まえながら、今度、監査委員としての重責を全うさせていただきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願いいたします。
	議 長	日程第 8、議案第 2 号「令和 7 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 管 理 者 議 長 管 理 者 議 長 局 長 議 長 局 長	めます。 議長。 管理者、箕野博司君。 はい。それでは、提出議案書の3ページ目をお願いします。 議案第2号、「令和7年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」です。 芸北広域環境施設組合同規約第13条第3項の規定によりまして、令和7年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合を4ページの別表の通りとするものでございます。 内容につきましては、事務局が説明します。よろしく願います。 続いて、詳細について事務局に説明を求めます。 議長。 局長、児玉一朗君。 はい。事務局より御説明申し上げます。 今開いていただいております提出議案書の4ページが、令和7年度予算に規定する安芸高田市、北広島町の組合負担金の負担割合を定める表でございます。款項の各科目ごとに、基本割、人口割、実績割に基づいて市と町の負担割合をそれぞれ表の割合に従って計算しております。人口割は各市町の人口の割合で、下の表の通りでございます。実績割といいますのが、下の表にございます、きれいセンターでのごみ処理量の割合です。 ここで、ちょっと資料の方を見ていただけたらと思います。クリップで留めてある説明資料の資料の1なんですけれども、表側の1ページの方です。1の提案理由ですけれども、組合の規約で、毎年度、組合の経費の負担割合を議会において定めるというものがございます。2がその内容でございますけれども、基本割というのは、合併前の町の数、安芸高田市6町、北広島町4町という割合で、あとは人口割、実績割です。 裏面の、裏面の3ですが、令和6年度と令和7年度からの変更点です。2つございます。1つは、(1)ですけれども、収集運搬費の経費を、これまでは、安芸高田市の収集運搬費、民間業者への委託金額ですが、その相当額と北広島町の収集運搬費にかかる委託費の相当額を、それぞれ計上しておりましたが、7年度からこれらの経費を全て維持管理費の中に含めて算出することといたしました。2つ目は、(2)ですが、人口数及びごみ量の基準日を変更しております。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	す。今まで人口数を予算年度の1年前の12月31日、そして、1年間のごみの量を計算するのに1月から12月にしていたんですが、令和7年度予算においては、人口数は令和6年の9月末の人口、処理量は、処理量は令和5年10月から令和6年9月分までの1年分のごみ量で算定しております。 これらの変更は、市町の予算額が11月ぐらいには必要ということで、これまではデータが12月まで必要でしたので、市町負担額の予算が少し変動するという状況でございましたので、これを解消するために基礎データの基準日を変更したものでございます。補足ですが、資料の2を見ていただけたら、実際にこの基準日に基づいて集計したごみの処理状況がでございます。令和5年度、これは令和4年の10月から令和5年の9月まで、それと6年度の同じ期間を比べたものです。赤字になっているというのは、前年度より減っているということです。ちょっと最近ごみが減っております。下の表に令和元年度からのずっと推移もございますけれども、最近、ここ数年はですね、少し減少している状況でございます。この原因についてはいろいろ考えられますけれども、1つは物価高っているのもあるかと思われます。これまでごみが減少した時というのがリーマンショックの時にありました。買わないとやはりごみにならないという状況もございます。それから、今、段ボールやアルミ缶などを分別して出す場所も地域で増えてきております。これらもきれいセンターでの処理量が減少している要因になっているのではないかと思います。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 〔「なし」という者あり〕
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔「なし」という者あり〕
	議 長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第2号令和7年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合についてを起立により採決いたします。 本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者が起立する〕

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 9	議 長	起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第 9、議案第 3 号「令和 7 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。議案第 3 号について説明いたします。別冊の令和 7 年度予算書一般会計予算の 1 ページ目を御覧ください。議案第 3 号、「令和 7 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」です。 第 1 条で予算の総額を歳入歳出それぞれ 764,888,000 円とし、第 2 条で一時借入金について借入れの最高額を 50,000,000 円とするものです。2 ページ及び 3 ページに、款項の区分別の予算額がございます。 詳細につきましては、事務局から説明いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議 長	続いて、詳細について事務局に説明を求めます。
	局 長	議長。
	局 長	局長、児玉一朗君。
	局 長	はい。事務局より、予算の概要につきまして御説明いたします。 御覧いただいております予算書の方、5 ページから事項別明細書となっております。5 ページ、6 ページが歳入歳出の総括表でございます。7 ページ、8 ページが 1 款から 4 款までの目、節の金額と説明です。9 ページ、10 ページが歳入の 5 款から 7 款でございまして、11 ページ、12 ページが歳出の 1 款議会費、13 ページ、14 ページまでが 2 款の総務費、15 ページ、16 ページが 3 款の衛生費となっております。で、17 ページ、18 ページが予備費でございまして、それから、19 ページが先ほどの負担割合の表でございまして、20 ページがその負担割合に基づいて算出した市町の負担金額の目別の内訳でございまして、以降、給与費明細書でございまして、組合の職員給与等につきましては、北広島町の職員給与に準じたものとなっております。 それでは、予算の詳細につきまして、別紙の説明資料で若干、10 分ぐらい、すいません、説明させていただきたいと思っております。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	の3でございますが、予算額の項目別の内訳でございます。すいません、クリップで留めてある資料の方です。資料の3の予算額の項目別の内訳でございます。令和6年度予算と令和7年度予算の比較表になっております。上段の歳入の方ですが、1番上から構成市町の負担金、安芸高田市さんの令和7年度負担金が332,784,000円、昨年度比9,202,000円の減、北広島町さんの負担金が215,352,000円、昨年度比3,636,000円の減となっております。次のごみ処理手数料ですが、146,008,000円と減額予測としております。昨年度、きれいセンターの持込み時のごみ処理手数料を値上げしたんですけれども、先ほどのごみ量のデータを御覧いただきましたように、ごみ量の減少傾向がありますので、その分考慮しております。 それから、来年度は基金繰入金30,000,000円を充当しております。今回、市町の財政状況が厳しいということで、市町負担金の低減ということで、資料3の2の方、財政基金の状況のところに表がございますが、その表で、基金残高が令和6年度に159,917,000円になる見込みでございます。そこにあります運用方針として(1)、(2)がございますが、1億円を適正な基金残高としておりますので、余剰分について、今回取崩しさせていただくというものです。 それから、歳入の方は、あと雑入として資源化売却代、新聞やアルミ缶などの売却費ですが、こちらの歳入は買取り価格が横ばいから上昇傾向にありますので、1,500,000円の増額予算、13,599,000円としております。 歳出の方ですが、修繕費、業務作業等委託費が増加しておりますが、最近の諸経費の値上がりによるものでございます。部品や燃料費の高騰が作業費や補修費に影響しております。処分資源化委託費については、1,796,000円減の103,076,000円となっておりますが、これは、資源化の単価は上がっているんですけれども、ごみ量の減少に伴いまして資源化する量も減少が見込まれるということで、少し減額予算となっております。 それから、歳出の1番下の行ですけども、検査費、借地料他のところが、昨年度比100,223,000円増額の27,318,000円となっておりますが、主な増額部分は、北広島町への、からのですね、派遣の人件費の負担金によるものです。ここは、今後ですね、定年延長等もありますけれども、今後のことも見据えてですね、北広島町から職員の派遣をお願いしているところでございます。今後も、新規

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	採用ではなくて派遣、あるいはですね、民間委託という形で対応していきたいと思っております。 以上、歳入歳出の大まかな状況です。この人件費の負担金の部分の歳出が増額となって、予算額合計は 764,888,000 円と 12,829,000 円の増額とはなっておりますけれども、基金繰入れを行って市町負担金を減額しているという予算編成でございます。 資料の 4 は、予算の算出根拠のデータです。1 ページの 1 の歳入の項、(1)が衛生手数料、ごみ処理手数料でございます。上段が販売店、お店でのごみ袋販売による収入、下段がきれいセンターへの持込みの手数料収入です。合計、予算額としては、146,008,000 円を 7 年度予算として見込んでおります。 それから、2 ページがですね、雑入の有価物売却代、アルミや新聞などの売却代金の収入です。こちらの方も、単価も上がっておりますけれども、量も減っているのもありまして、予算編成を行っているところでございます。 3 ページが歳出の方で、(1)は電気代などの燃料費、(2)は排ガス、主に排ガス処理のための薬品などの購入費でございます。 資料の 5 の 1 に、市町負担金及び衛生費の予算額推移のグラフがございます。カラーのグラフですが、下のグラフ、オレンジが安芸高田市の負担金、青色が北広島町の負担金ですが、平成 29 年から繰入金、赤い線ですけれども、赤の四角の赤い線ですけれども、これで充当していったものをですね、平成 29 年から基金を充当して予算編成を行っているところでございましたが、令和 4 年度はですね、基金繰入れではなく、市町の負担金増額ということで対応をいただいているところでございます。すいません、その赤い四角なんですけれども、平成 29 年度の額、110,000,000 円ですね。110,000,000 円はちょっとそこ抜けております。すいません、11,000,000 円です。すいません、29 年度の、すいません、110,000,000 円です。110,000,000 円が抜けております。申し訳ございません、ちょっとグラフの上の、上の表にはあるんですが、下のグラフに、少し下のデータが見えております。申し訳ございません。 それから、資料の 5 の 2 なんですけれども、これは過去の年度の条件も参考までにお示しいたしました。資料の 5 の 2 なんですけれども、こちらの方、平成 15 年度から平成 24 年度までの負担金推移などです。これを見ますと、平成 17 年度がですね、繰越金が少なかった関係で、安芸高田市の負担金が 374,178,000 円、北

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	広島町の負担金が 205,976,000 円となっております、その辺りの年度というのは、施設建設費の償還金もありまして、今よりも少し負担の多い状況でございました。 それから、資料の 6 でございますけれども、1 ページの方、表面の方ですが、令和 7 年度の芸北広域環境施設組合の事業概要でございます。1 ページの方、「安定したごみ処理が継続できるように」ということで補修費等の予算を計上しているところでございます。過去のですね、補修費の累計も右側の表に載せております。それから、(3)の方がですね、いろいろ焼却するものを資源化することによって焼却量の低減をしております。その委託料の推移等を載せております。可燃性粗大ごみと資源化っていうのがありますが、具体的に言いますと、布団とかですね、たんす、そういったものをですね、以前は燃やしておりましたけれども、これらも全て、最近は資源化ということで、焼却をしない処理をしております。ただし、その分ですね、資源化に関する委託料が発生しているという状況でございます。 それから、資料の 6 の裏面の方ですけれども、2 ページ目ですけれども、「ごみの原料化、リサイクルを推進するために」、今年度ですね、市町の皆さんといろいろ取り組んだ啓発事業につきまして、来年度も継続して実施していきたいと思っております。施設見学会ですとか学習会、リユース広場といったイベントでですね、生ごみコンポストバックの普及や地域回収拠点の整備、それからリユース食器の利用促進を図っていきたいと思っております。 それから、3 の方ですけれども、戸別収集ですとかリチウム電池の拠点回修、スプリングマットの回収など、市町の皆さんといろいろと協議していきたいと思っております。 平成 7 年度に、きれいセンターができてからですね、ごみの種類も住民の皆さんのニーズも変化しております。当時、電子タバコとかですね、モバイルバッテリー等っていうのはないごみでした。また、最近は 1 人世帯の増加ですとか高齢化でごみを出せない人が増加しているのが近年の状況でございます。そういったことも踏まえてですね、現在のニーズに即したやり方、回収方法に検討していきたいと思っております。 それから、(3)ですけれども、「今後のごみ処理体制の検討」ということで、現在、三次市さんと協議を行っているところでございます。この広域連携につきましては、三次市や安芸高田市、北広島町

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	のそれぞれの担当課の方に出ていただいて協議を行っております。組合もそうなんですけれども、市、町が主体となってお決めになる問題としてでもございますので、これに関する御報告につきましては、組合からもですけれども、市、町の担当課から、それぞれ、議会の方、市議会、町議会の皆さんに、お伝えしていただく方法もあるかなと思っております。もちろんですね、組合の方でも、ごみ処理方針について協議した経過ですとか、ごみ処理関係の知見につきましては、こちら、市町の議会で勉強会等されることございましたら、御説明、御質問等お受けしながら、いろいろと情報交換させていただけたらと思っております。 それから、今後ですが、最近、プラスチック製品についても分別収集等も、国の法律等もできてですね、新しくそういった分別も求められております。こういったところも将来的には検討していきたいと思っております。 すいません。以上で来年度の予算内容についての説明を終わります。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。 議案につきましては、一般会計予算ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の運営のこと、きれいセンターのことやごみの収集のこと、その他全般にわたっての質問がございましたら、ここで質問いただきますようお願いいたします。 なお、質問は、一問一答方式として、挙手の上、議席で起立により行ってください。 質疑はありませんか。
	4 番 議 員	議長。
	議 長	はい。金行議員。起立でお願いします。
	4 番 議 員	はい。一問一答方式なので。
		まず初めに、今のきれいセンターで非常に忙しくお仕事をしてくださっておるんですが、定員としては十分に行われているのか。いや、少ないとか、多いことはないと思うんですが、その点、まず1点お聞きします。
	4 番 議 員	
	局 長	議長。
	議 長	答弁を求めます。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	議長。
	議 長	児玉局長。
	局 長	すいません。お答えいたします。今、組合の規約として定める定員がですね、実際は、すいません、ちょっと記憶が定かじゃないですが、15 人か 16 人です。で、実際、今組合の職員としているのは 11 名でございます。で、現在はですね、例えば焼却炉の業務ですとか一部民間に委託しておりまして、人手の部分については一応、少し少ないんではありますけれども、なんとかやりくりしている状況でございます。それは人がいればいるほど他の仕事もできるんですが、今は今の業務を何とかこなしている状況でございます。以上です。
	議 長	答弁を終わります。
	4 番議員	議長。
	議 長	はい。4 番、金行議員。
	4 番議員	はい。多ければ多いとは思いますが、まあ財政、いろいろなことをトータルに考えりゃ適当であるということで理解しました。 2 回目の質問ですが、今、昨今、リチウム電池等々で火災ということが出ておりますが、我が市町とで、そういう事故にですかね、あったかいうことを言ってお聞きします。以上でございます。
	議 長	答弁を求めます。
	局 長	議長。
	議 長	局長、児玉一朗君。
	局 長	はい。おっしゃるように、リチウム電池の火事というのが増えております。で、きれいセンターでは、リチウム電池が原因かどうかというのははっきりしないんですが、これまで 2 件の爆発と火事がございました。 1 件目は粗大ごみの処理施設ですね。そちらで破砕機という機械があるんですが、その中で爆発が起きて、一部ちょっと、コンベアとかが損傷したということがございます。これにつきましては、原因は、恐らくライターですね。ライターの、残っているのが大量にあるのと、それから家庭用のガスコンロのガスボンベが、最近特に多いんです。それが残ったままで大量に入って爆発したんじゃないかなと思っております。で、これにつきましては、その後対策をしてですね、そういうガスボンベについては破砕機内に投入せずに、事前に中身を確認して、中の液体を出すという措置を取っております。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	それからもう1件は、ごみピット内で火災が発生したことがございますが、これはすぐ消火と言いますか、火が消えたんで、大事には至らなかったんですが、その火ってというのは、ちょっと原因がわからないんですけど、ごみのパッカー車とかからではなくて、持込みのごみの中から落ちたものからですね、出火してるような形でございます。で、恐らくですね、リチウムとか電池はですね、衝撃を加えると発火するんですけども、幸いうちのパッカー車ではですね、燃えないごみの収集っていうのはダンプとかトラックでやってますので、パッカー車みたいに圧縮する状況ではないので、恐らく火事が出てないんだと思います。 よその町ではパッカー車が燃えるっていうのは結構ありますよね。ただし、最近は電子タバコとかそういうモバイルバッテリーをですね、燃えるごみの中に投入される方も増えてます。そうすると、パッカー車で巻き込んだ時にちょうど具合が悪い、圧縮したり切断するようになるところになると火が出る可能性もございます。 そういったことも含めてですね、そういうバッテリーとかリチウム用電池を出しやすいように、来年度からは各市町の支所の方でですね、そういうのを無料で回収できるコーナーなりスペースを作って、できるだけそういった危険なものをですね、分別して出していただくような施策を取りたいと思っております。で、これらはやはり、本当、もう昔の10年、20年前にはなかったようなことがですね、最近はいろいろ起きてるので、そういった対応も日々変えていかなきゃいけないなということでございます。確かに他市町では呉市さん、福山市さん、広島市さん等かなり火災が起きてますので、私どもも注意していかなきゃいけないと思っております。 以上です。
	議 長	以上で答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。
	1 番 議 員	議長。
	議 長	はい。1番、佐々木君。
	1 番 議 員	はい。資料の5の1なんですけども、過去、平成23年から令和7年度までの維持管理ですかね、取替えとかの実績を記録されてるんですけど、今後の計画、予定っていうところがあるのかどうかっていうところを確認しておきたいです。 理由としては、先ほど予算編成の時に財政調整基金の方を繰り入れしているっていうところなんですけど、来年度以降が剰余金

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	1 番 議 員	がないような状態になるんじゃないかなというふうに考えておりまして、そこをちょっと懸念したところでの確認です。
	議 長	答弁を求めます。
	局 長	議長。
	議 長	局長、児玉一朗君。
	局 長	はい。おっしゃるようになりますね、今後の補修の計画というのも大変財政的には重要になってくると思われます。で、今ですね、大体、補修費の状況と言いますのが、資料の 6 をちょっと見ていただけたらと思うんですが、資料の 6 の表面の方なんです、右側に表がございます。平成 8 年度、平成 7 年にできて、8 年目が 1 年目なんですけれども、それから令和 5 年度まで補修費というのがございます。で、きれいセンターですね、今ほとんど補修費かけてるのはごみの焼却施設だけです。というのは、燃えないごみの処理している粗大ごみですとか、そちらの方は、現在、機械ではなくて民間に委託する、あるいはユンボです、ショベルカーみたいな建設機械で処理するという方にシフトをして、できるだけ大型機械のことは考えておりません。それから、燃えるごみに比べて燃えないごみってというのは、補修はですね、そんなに急がなくてもいいっていうところもございます。 で、この経過年数の補修費を見ていただきますと、もちろん建設当初は少ないんですけれども、最近、令和 1 年から、2、3、4、5 もありますけど、110,000,000 円ぐらいかかってるっていうところなんです。で、この焼却炉の方のメンテナンスというのも、今メーカーの方とですね、協議しながら毎年計画を立ててやっております。で、それはやはり、補修費の平準化を図るという意味で、ここは今年、こちらの部分は来年、こちらの部分は再来年ということで、メーカーと協議をしながら、大体年間 1 億円ぐらいに収まるような形で補修計画を立てております。で、その、それを踏まえて、なおかつ、もう 10 年以上、10 年は持たせるということで機器の整備をしております。 ただですね、突発的に予期せぬところが壊れることがございます。それがですね、そちらの(2)の「突発的な故障への対応」ということで、急に壊れても対応できるように部品を保管しておいて、それをすぐ変えたりとかですね。それから、項目別でない、なんでも対応できる修繕費というのを 10,000,000 円、毎年予算計上してるんですけれども、こちらの方がその参考のところの実績金額ご

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	ざいます。2 年度 10,690,000 円で、6 年度がですね、28,222,000 円だったんです。で、これはちょっと当初予期しなかったところが壊れ始めたっていうところで、やはり施設が古くなっているんで、その部分が心配なところではございます。 で、こういった補修の、突発的な補修っていうのがですね、当初予算に組んでないところなので、こちらの部分を財政調整基金とかで補充しながらやっていこうと思っております。で、逆に言うんですね、余ったお金は全て、逆に言うと、当初予算に計上しててもですね、もうちょっと大丈夫かっていう時はやらないこともあります。で、基金の方もできるだけ積み立てて使うというふうにしておりますので。で、1 億円は必ず確保するというのがその理由です。大体、年間補修費 1 億円かかるので。1 億円かかるので、それは確保しながら予算の方も進めていく、ということで行っております。以上です。
	議 長	以上で答弁を終わります。他に質疑はありませんか。
	6 番議員	議長。
	議 長	はい。6 番、坂本伸次君。
	6 番議員	以前というか今もそうかもしれませんが、鹿ですよね。鹿の持込みの状況、以前、資料で件数等、示されたことがあったと思うんですけど、今実態どんな状況なんでしょうか。
	議 長	答弁を求めます。
	局 長	議長。
	議 長	はい。局長、児玉一朗君。
	局 長	はい。鹿はですね、ちょっと今、資料がないんですけども、手元には、大体年間 900 頭ぐらいですね、焼却処理を行っております。で、これはここ数年変化がない状況ですので、1 日に 10 匹ぐらい入る時もあるんですけども、こちらの方、今、焼却処理をしております。で、並行してですね、鹿を微生物の働きによって消滅させる、分解型のですね、鹿の処理装置も、今、高宮町にありますジビエの施設のところに設置しまして、試験的に運用しております。以上です。
	議 長	答弁を終わります。
	議 長	ほかに質疑はありませんか。
		〔 「なし」という者あり 〕
	議 長	質疑なしと認め、これをもって質疑を終局いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第10	議 長	〔 「なし」という者あり 〕 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
	議 長	これより議案第3号、「令和7年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を起立により採決いたします。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	議 長	〔 賛成者が起立する 〕 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。
	議 長	日程第10、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。 議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。 お諮りいたします。 委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。
閉 議	議 長	〔 「異議なし」という者あり 〕 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
	議 長	以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
		閉会にあたり、副管理者から挨拶があります。
	副管理者	副管理者、藤本悦司君。
	議 長	はい、議長。
	副管理者	はい。
	議 長	はい。本日は、慎重なる御審議をいただきまして、上程いたしました全ての議案についてお認めをいただき、ありがとうございます。きれいセンターもですね、経年が経っているということで、施設の更新あるいは広域処理どうするかという大きな課題もありますけども、組合議会の皆さんと一緒に、方向性の方をですね、しっかりと定めていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。
	議 長	これをもって令和7年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会を閉会いたします。 御苦勞様でした。